



2月16日より確定申告がスタートします！！

※ 確定申告が必要な方 ※

- 事業所得、不動産所得などがある方
- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 公的年金収入が400万円超の年金所得者
(ただし、公的年金収入が400万円以下でも、給与所得や他の所得の合計が20万円を超える方は必要です。)
- 法人の役員や親族などで、法人から事務所の賃借料や機械等の使用料を受取っている方
- 土地や建物など不動産を売却した方



ご不明な点はお問合せ下さい。ご相談はお早めにお願ひします。
申告をご依頼いただける場合は、**2月16日までに資料をお持ちください。**



マイナンバーについて今一度ご確認ください！

マイナンバーの利用が始まっております。

平成28年分の確定申告書にはマイナンバーの記載が**必須**となります。

当事務所より、順次マイナンバーの収集シートを発送しておりますのでご協力のほどお願い申し上げます。

ご不明な点は各担当や事務所にご相談ください。



☆平成29年税制改正大綱より抜粋

所得税、住民税について

配偶者控除、配偶者特別控除の見直し(103万円の壁廃止)

メリット

現在の103万円から150万円に引き上げられることで、妻が月125,000円まで働いても夫は38万円の控除が適用されるので夫の所得税は軽減される。

デメリット

適用を受ける場合には、控除を受ける本人に合計所得金額1,000万円以下でなければならないという所得制限が加わる。
また、88,000円以上の給与には所得税がかかる。

☆パート労働者の社会保険制度の仕組が変更されています

- ※ 従業員数501人以上の企業
- ※ 週の勤務時間が20時間以上
- ※ 1年以上の勤務

全て該当する場合、
年収106万円以上のパート収入がある方は社会保険に加入する必要があります。

入社しました！

角田会計に2名の仲間が加わりました。

◆岩下 佳之さん

はじめまして、岩下 佳之(いわした よしゆき)と申します。趣味は囲碁・将棋で好きなスポーツはバスケットボールです。一生懸命をモットーに皆様のお役にたてるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。

◆井樋迫 博子さん

はじめまして。井樋迫 博子です。「何て読むの?」という声が聞こえてきました(笑)「いびさこ ひろこ」です。皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。



所長コラム

～さくらはもうすぐ～



事務所が休みの日には暑かろうが寒かろうが一切お構いなし、散歩に出かけます。と言っても住宅街をキョロキョロしながら一生懸命回るだけ、防犯カメラにはしっかりと記録されているかも?それでもぐるっと回って約一時間、家に着くころには夏場は汗びっしょり、真冬でも手袋の中は手がカッカしてきます。冬の真っ盛りのこの時期、手がかじかんで痛い時でも桜はじっとして寒さに耐えています。今頃になれば枝の先にはよく見ると小さな蕾(?)らしきものがぽつんと見えます。ヒューヒューという音を聞いて小さな蕾が寒さに負けまいと身を固めてじーっと耐えている。今に見ている、パーツと花を咲かせるから…通りゆく人の目をむかしてみせるから…今に見ておれ、俺だって!今はこんなだけれど…



I.P.brain

認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい



〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24

☎ 046-252-1662

FAX 046-252-1620

http://www.tsunoda-kaikei.com